

# 青森県報

第千九百五十六号

平成十三年十二月七日(金曜日)

## 目次

### 告示

○保安林の指定……………(林政課) ……一  
 ○漁業の許可等の申請期間……………(水産振興課) ……一

### 公告

○県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村整備課) ……二  
 ○換地計画の決定……………(同) ……二  
 ○建設業者の許可の取消し……………(土木事務所) ……二

### 出先機関

○土地改良事業の工事の完了……………(地方農林水産事務所) ……三  
 ○土地改良区の役員の就任及び退任……………(西地方農林水産事務所) ……三  
 公安委員会

### 正誤

○型式の検定適合遊技機……………(生活安全企画課) ……三  
 ○平成十三年十一月二十八日定例告示中……………(林政課) ……四

## 告

## 示

### 青森県告示第六百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十三年十二月七日

青森県知事 木村守男

#### 一 保安林の所在場所

青森市大字野沢字川部七五の六

#### 二 保安林指定の目的

水源のかん養

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。( )

### 青森県告示第六百七十三号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第八条第二項

(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船  
 底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた  
 ので、同規則第八条第三項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)  
 の規定により告示する。

平成十三年十二月七日

青森県知事 木村守男

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成十四年一月四日から同月十七日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、うにびき網漁業
- 二 操業区域 東共第二十五号、東共第二十七号、東共第二十九号及び東共第三十  
 一号の各漁業権漁場の区域
- 三 操業期間 二月一日から七月三十一日まで
- 四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 一四一隻

**公 告**

**県営土地改良事業計画変更の決定**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、  
 六戸中部地区の県営土地改良事業(農林漁業用揮発油税財源身替農道整備)計画を変  
 更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、  
 次のとおり縦覧に供する。

平成十三年十二月七日

青森県知事 木村守男

- 一 縦覧に供する書類  
 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間

平成十三年十二月十日から平成十四年一月十一日まで  
 三 縦覧の場所  
 六戸町役場

**換地計画の決定**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、  
 剣吉地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用  
 する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年十二月七日

青森県知事 木村守男

- 一 縦覧に供する書類  
 換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
 平成十三年十二月十日から平成十四年一月十一日まで
- 三 縦覧の場所  
 名川町役場

**建設業者の許可の取消し**

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり  
 建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年十二月七日

青森県知事 木村守男

- 一 商号又は名称 有限会社水口工務店
- 二 代表者の氏名 水口信三
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市江陽二丁目一四の一四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一―二)第七五五号
- 五 取消年月日 平成十三年十一月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、大工、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可  
七 取消しの原因となった事実

平成十三年十月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 出先機関

#### 土地改良事業の工事の完了

高野川地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三十二条の二第二項の規定により公告する。

平成十三年十二月七日

下北地方農林水産事務所長 平野隆夫

一 県営土地改良事業の名称

農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

二 工事完了年月日

平成十三年三月二十一日

#### 土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、西津軽土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十三年十二月七日

西地方農林水産事務所長 熊谷宏

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
監 事	山 口 久 次	西 津 軽 郡 木 造 町 大 字 大 畑 字 朽 葉 六 四 の 二	平 成 一 三 ・ 一 二 ・ 三 就 任
"	蝦 名 鐵 之 助	稻 垣 村 大 字 豊 川 字 酒 田 二 九	"

"	野呂 勝男	の二	木造町大字濁川字浅井二二	"
"	小山内 實	の一	車力村大字牛瀉字塚野沢一	"
"	渋谷 善右エ門	〇四の一	木造町大字善積字萩田一〇	一三・二・二退任
"	野呂 勝男	の二	大字濁川字浅井二二	"
"	蝦名 慶吉	の一	車力村大字下車力字盛野四	"
"	秋元十三郎	四	稻垣村大字穂積字桜田四の	"

### 公安委員会

#### 青森県公安委員会告示第六十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百一十二号)第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十三年十二月七日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRダイナマイ娘	株式会社大一商会
同	右	株式会社三共
回胴式遊技機	キャッツアイ	サミー株式会社

正 誤

同	同	同	同	同	同	同	同
右	右	右	右	右	右	右	右
ウンジャミー30	カイゾクショック2	チェリー	カンフーレッデン	インディジョーズ2	オオガメラ	ガメラ	ディスクアップ
株式会社エイペックス	同 右	株式会社ネット	山佐株式会社	同 右	同 右	株式会社ロデオ	同 右

平成三・二・六 第一九五二号	発行年月日 発行番号	区分	番号	ページ	段	行	誤	正
告示 第六四八号				三	上	後ろか らセ	北津軽郡小泊村字南泊山一番の一	北津軽郡小泊村字南泊山一番の一

林 政 課

発行所・発行人  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

印刷所・販売人  
青森市古川一丁目一七番五号  
東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)  
定価小口一枚二付十七円八十五銭